

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業 等の合理化に関する特別措置法施行令

(昭和50年5月23日)
政令第161号)

改正 昭60政令246

(法第2条の政令で定める事業)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法(以下「法」という)第2条の政令で定める事業は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による市町村長(特別区の存する区域にあっては、都知事)の許可を受けて行う浄化槽清掃業とする。

(法第3条第1項の政令で定める事由)

第2条 法第3条第1項の政令で定める事由は、し尿及びし尿浄化槽に係る汚での海洋投入処分に對する法律の規定による規制の強化とする。

附 則 [抄]

(施行期日)

この政令は、公布の日〔昭和50・5・23〕から施行する。

附 則 [昭和60政令246]

この政令は、浄化槽法の施行の日〔昭和60年10月1日〕から施行する。